教員養成におけるいじめ問題に対する学生への意識づけ - 教職科目の取り組みを中心にして-

矢田貞行*

1.「いじめ防止対策推進法」以降のいじめ対策と「いじめ防止基本方針」の改訂

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されてから、3年が経過した。そして平成29年3月、文部科学省(以下、文科省と略す)は国の「いじめ防止基本方針」を改訂し、そのポイントとして次のような点を挙げている¹⁾。

- ・いじめについて学校内で情報共有しないことは、法律に「違反し得る」と明記された。
- ・各学校のいじめ対策組織に可能な限り、スクール・カウンセラー (SC)、スクール・ソーシャルワーカー (SSW)、弁護士など外部の専門家を参加させる。
- ・いじめ解消の定義については、行為やいじめが止んでいる状態が少なくとも3か月以上続いていることを目安にする。
- ・ネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たる行為であることを子どもたちに理解させる。
- ・原発事故で避難生活をする者や性的少数者(LGBT)への対応には、特に配慮が必要であることを明示した。

この基本方針改訂に際し、文科省のいじめ防止対策協議会の座長を務め、「いじめ防止対策の施行状況に関する議論のとりまとめ」を行った森田洋司は、法律施行後3年間のふりかえりと今後の課題について、次のように述べている²⁾。文科省による「問題行動調査」によると、いじめの認知率は年々高まっている。文科省は、認知率を高めていくことをねらっているが、これをめぐって世間と学校現場で齟齬が見られる。

森田が指摘するように³⁾、認知件数(認知率)の増加はいじめに対する意識の高まりの結果であると評価できるが、他方学校現場では戸惑いも見られる。認知率の高まりが必ずしも件数の増加を意味するわけではないのに、いじめが多いと学校の評判が悪くなると考える学校の管理者も少なくない。社会全体のいじめに関する認識についてみても、学校が悪くなっていると考えたり、議会でも問題視する傾向がある。

しかし、文科省は、認知率の高まりを肯定的に捉えるように指導している。いじめについては、まず何よりもいじめられている子どもの苦しみを汲み取らなければならない。それゆえにこそ、いじめを掘り起こす努力が学校・教師に求められている。文科省の調査からも明らかなように4)、親にもいじめは見えていない。加害者の親の5%しか、自分の子どもがいじめていることに気づいていない。被害者の親も3割しか知らない。こうした調査結果からも言えるように、教師に大変な努力が求められているのである。

いじめ問題の解決のためには、アンテナを高くして、教育力を高めないといけない。社会に向かって発信、支援を求めていくことも必要である。いじめを認知できていない学校も多い。どんな学校でもいじめは起こり得るにも関わらず、「1件もいじめがない」と報告している学校も少なくなく、全体の 4 割に登っているのが現状である 5 。

一方、国立教育政策研究所の 9 年間にわたる小 4 ~高 3 のいじめ追跡調査(「いじめ調査・調査2013 – 2015」)によれば 6 、調査対象の 9 割の者がいじめの被害者となっており、加害・被害の両方の子どもは 4 割に達している。もはや特定の子どもへの対応では済まされなくなっている。いじめ問題は事前防止

^{*} スポーツ健康科学部教授

策が基本であり、すべての子どもを対象することが基本方針でなければならないのである。

他方、小学校低学年の軽度のいじめの中にも、今後重い問題に進展するものが潜んでいる。いじめは見えにくく、個々の教師だけに委ねられない面を持っている。保護者や地域の人にも参画してもらう必要がある。いじめ対策の方法としては、学校以外の多くの力が一体となって、防いでいかなければならない。いじめは人間性、人間の尊厳を踏みにじるものであるがゆえに、人権の概念を幅広く拡大して考える必要に迫られている。いじめ問題は、集団内の自己と他者の人間関係にまつわるものでもあり、社会(集団)においても人間性やその尊厳性を尊重し、それに向かい合わなければならないのである。単にトラブルの仲裁のみならず、人々の意識改革に関わるという認識が必要であり、社会全体を挙げて取り組まなければならない課題である?。

さらに重要なことは、いじめられている子どもの苦痛、本人の心の内面を考える必要がある。いじめの「軽い」「重い」は周囲の判断に過ぎない。教師は、いじめについて即断せず、必ず組織に報告する。学校がルール化する。被害を最小評価しない。いじめる側の動機は関係ない。結果責任こそ、問われる。理由は何であれ、加害者の言い分を一切認めない断固たる姿勢が求められる。また、仮に加害者に意図がなくても、いじめになる場合もある。教師の期待に応えられない子どもが、自殺したという事例もある®。指導に際しては、その子の特性を考えてやる必要がある。また、最近続発している携帯やスマホによるいじめは、強い者、弱い者の立場が存在しない。いじめの被害者が、加害者になるといった立場の逆転、流動化もある。

このように、いじめは国民的課題である。日常の教育課程の中に、いじめを取り入れる必要がある。子どもの意識を成熟させる指導が求められる。大人も子どもも含めて、心豊かで快適な社会をつくる必要がある。いじめに関する国民の成熟、教育力を高めることが、今求められている。こうした好例の1つが、たとえば岐阜県可児市の「いじめ条例」9)や栃木県小山市「大人宣言」10)である。両市では、生活の中への意識づけを行い、市民ぐるみでいじめ撲滅運動を行っているのである。

さらにまた、学校基本方針を教職員全員が共有し、実効性のあるものにする必要がある。具体性のあるもの、いじめの年間指導計画、地域や保護者も関われる地域学校支援計画の策定、コミュニティ・スクールの活用なども有効な手段の1つと考えられよう。

また、上述の「とりまとめ」において指摘されているように¹¹⁾、多くの教師が基本方針を見ていないことも事実である。肝心の学校の策定する基本計画が、学校の末端に浸透していないのである。加えて、達成状況の把握も必要である。基本計画をPDCAサイクルの1つにし、「いじめの疑わしいものは、組織へ報告する。重複した、複雑な状況、絡み合う背景に対応するためには、複数の教師で気づいていく。子どもの心を読み、組織的対応を行い、皆で見ていく『チーム学校』での対応が求められる。密室を開き、皆でやっていく [12] といったことが喫急の課題とされている。

この他、上述の「とりまとめ」においては、児童生徒がアンケートに答えているのに、目を通していない教師が少なくないことも指摘されている。子どもの学校以外での生活、地域での生活までも見ていくといった、生活総体への支援、学校のみならず子どもの成長に向けて支援していく視点を教師は、地域社会との連携・協働の下で持たなければならないのである。さらに、3か月を目途に設定して、事後のモニタリングも中長期的に経過を見ていく必要もある¹³。

このように、いじめは個業世界には限界があり、同僚性に基づく協働が必要である。教師の専門性は自由裁量ではない。自分の思い込み、自己完結ではダメであり、チーム学校の提唱に見られるように支え合うこと、徹底した組織的対応、職場環境づくりが今こそ求められる。生徒指導も問題行動も、教師全体が協働して対応する。教師が変われば、子どももまた変わるのである。

2.いじめ問題に対する授業実践

前回の報告(東海学園大学『教育研究紀要』第1巻)において述べたような主体的能動的型授業を指向した方針に基づき 14 、(1) 講義や板書は最小限に止めて説明を手短にし、(2) 協働的な学びが可能になるグループワーク(演習)を行い、(3) ふりかえりを行った。実際には、(ア) テーマについての事前の知識理解、(イ) それに基づく自己の意見構築、(ウ) 学生同士のグループワークと発表、(エ) ふりかえり、(オ) 学びの成果や学習課題の提示というプロセスに基づいて授業を進めた。

具体的には、まずワークシートを用意し、①テーマとなるいじめに関するDVDを視聴した意見や感想、②「いじめの防止にどのように取り組むのか」という点について、学生に書かせた。グループワークに際しては、①、②の点に基づいて意見開示・議論を行わせた。その後、各グループで話し合った結果について、別途グループごとの発表用ワークシートを報告者に記入させ、発表させた。その後、③グループワークの成果や課題について記載させ、最後にまとめとしていじめ対策について総括、まとめを行った。

3. 倫理的配慮

本授業報告については、東海学園大学教育学部、健康栄養学部及び人文学部の教職履修者である1年生に対し、研究目的と個人情報の遵守ならびに匿名性に関する説明を口頭で行った。また、個人情報(個人名など)については、すべて研究結果の公表過程において個人が特定されることがないよう最大限の注意を払った。同様に、結果の公表についても了解を得た。

4. 具体的授業事例 – 「教育原理」(平成29年5月25日(木)、6月1日(木)及び8日(木)5限目、教育学部養護教諭専攻・健康栄養学部・人文学部教職履修者対象、計104名) –

本授業の単元は、目下わが国の学校で深刻な問題となっているいじめをテーマとしたものである。平成28年に文科省が明らかにした初等・中等学校におけるいじめの認知件数(『児童生徒の問題行動調査』平成27年度)は、全国で22万件を超えている¹⁵⁾。とりわけ、いじめ防止対策推進法が制定され、国や地方自治体、学校におけるいじめ防止基本方針の下で、いじめ撲滅が国民的な課題とされているにも関わらず、依然として学校現場においては深刻な事態となっている。

まず授業では、いじめ防止対策推進法について、現在わが国ではこの法律に基づいていじめの防止、対策等が行われていることを中心に講義を行った。次いで、学校現場での取り組みや実際の児童生徒たちの生の声を交えたDVDを視聴した。

その後、いじめに関するワークシートを作成し、①DVDで見たいじめについての感想や意見、②「いじめの未然防止」について記入させた。その後、これらに基づいた各自の意見や感想を交えてグループワークに入り、終了後グループごとに発表を行わせた。

各グループから出された内容は、次の通りである。

【いじめについての意見、感想等】

- ・いじめが減らない第一の原因は、加害者側がいじめの意識をもっていないことによる。いじめている という感覚、自覚がない。
- ・いじめには、第一次予防で注意喚起、第二次予防で早期発見・早期対応、第三次予防で被害者のケア を行うが、発見するのが難しい。
- ・授業のDVDでは、被害者と加害者同士が教師の立会いの下で「和解」させていたが、教師の半ば強制による「謝り」では真の謝罪にならない。当事者同士に会わせ、謝罪させることは慎重を要する。

- ・単に加害者側を叱るだけでは、問題解決にならない。学校側の行う丁寧な対応こそが、いじめの解決 につながる。
- ・加害者が被害者の気持ちを考え、理解して反省することが大事である。謝罪と反省は違う。
- ・いじめられた側の立場で、加害者に考えさせることが重要である。
- ・解決に当たっては、数か月間にわたって見守る取り組みも大切である。
- ・事後経過の観察を怠らずに行うことも肝要だ。
- ・いじめの解決には教師のみならず、生徒間で話し合い、考えさせるなどして生徒自身の問題として取り組み、解決させるような指導も必要である。
- ・いじめの解決には教師側の早期発見・対応が必要であり、まずは教師の積極的な動きと教師間の連携・協働、学校全体の取り組みが必要だ。
- ・いじめのない学校はない。見えないいじめへの対応を考えないといけない。
- ・ふざけや遊び程度だったいじりが、いじめにエスカレートするケースも多い。
- ・加害者が100%悪いとは思えない。加害者の意見も聞かないといけない。
- ・いじめの「自覚」欠如は、集団で遊ぶ経験の不足が一因ではないのか。
- ・いじめが起きたらまずその親に連絡して、学校が被害者を保護し子どもを守り通すという姿勢を示し、 家庭と連携していくことが大切である。
- ・校長がいじめ問題へのリーダシップを取ることで、学校全体の体制が整う。
- ・被害者の保護は重要だが、行き過ぎた保護はよくないのではないか。
- ・下校時の付き添いなどは、周囲の目もあり、やり過ぎではないか。信用できる友人と帰宅するのでも よい。教師の負担が大変だ。
- ・SNSに対する指導や教育も求められる。SNSは決して私的なものではなく、公共的なものであることを知らせる必要がある。
- ・いじめるつもりがなくても、いじめになることがある。
- 「観客」「傍観者」もいじめの加害者なのだから、当然指導しなければならない。

【いじめの防止対策について】

- ・担任がクラスの状況(交友関係)を把握する。クラス内の力関係をしっかり把握する。
- ・学校に「目安箱」を設け、匿名で相談できるようにする。
- ・いじめられた立場になって考える機会を設け、グループワーク等で体験させる。
- ・子どもと触れ合い、信頼し合える環境づくりをする。
- ・いじめに関するアンケートを定期的に取る。
- ・いじめはいけないという意識を涵養するためには、その理由を徹底的に議論させる。
- ・いじめは犯罪であるということを分からせる必要がある。
- ・学校だけでは解決は不可能で、家庭や社会を巻き込んで解決に関わるような全体的な取り組みが求め られる。
- ・いじめの相談ができるようなクラス内での環境や学校内での居場所(保健室)を作ってやる。
- ・道徳の時間でいじめについて考えさせる。
- ・仲間意識を醸成するために、学校行事などでの全員参加の機会やクラスでの取り組みを積極的に利用 する。
- ・生徒間のコミュニケーションが十分取れるような学級経営が求められる。
- ・クラスの本音が言える機会や時間を設ける。個人面談なども積極的に行う。
- ・教師と生徒間のコミュニケーションが取れる機会を1か月に1度は設けるようにする。
- ・教師と生徒の『日記』(生活ノート)を付ける。クラスの様子などを書かせることで、いじめの発見

が可能になる。

・教師間の情報共有、連携・協働関係を構築する。

その後、ワークシートで③このグループワークで得たことや課題等について、ふりかえりを行わせた。 その内容は、次の通りである。

【いじめに関する学び】

- ・皆の意見を聞いて、いじめが人権教育や道徳教育につながることに驚いた。
- ・今までは、いじめは加害者に制裁を加えることで解決を図るという印象が強かったが、そうではなく 第一にいじめを受けている被害者を守ることが大切なことを学んだ。
- ・とにかくいじめが起きないような環境つくりを行うこと、それを達成するためには、大人が管理する のではなく、子どもたち自身にいじめについて考えさせ、彼らに自覚や責任感を持たせることが大事 であることが分かった。
- ・子どもたち自身の活動や定期的な面談、アンケートなどによる早期発見で自殺まで追い込まれるよう ないじめは減少していくと思う。
- ・保護者にも知らせ、家庭と学校で連携を取ることで、子どもたちに安心できる生活を送らせてやることもできる。
- ・いじめは小さい時からしてはいけないということを、教えていかなければならないと思った。
- ・いじめは教師の介入により一時的に解決できるようにも見えるが、子どもが本当に納得しているわけではない。ピア・サポートのように子どもたち同士で解決できる方策を探ることが望ましい。
- ・いじめに本気で向き合うためには、いじめに対する具体的なシミュレーションをした授業を行い、児 童生徒の心に響くような取り組みをすることも有効である。(グループワークの中で、このような実 例を報告していた学生がいた。)
- ・教師がいじめに向き合うためには、まず身近にいる大人としてきちんと頼りになる存在にならなければならないと思った。また、自分たちのグループ(人文学部)は、中・高の国語教諭の立場から「クラス内の人間関係を知ること」「教師がクラスに馴染むこと」「クラスの雰囲気づくり」といった意見が多かったが、健康栄養学部(栄養教諭)や教育学部(養護教諭)の人は、また別の視点からの意見で参考になった。
- ・いじめを防止するためには、楽しい学校づくりが大事だ。レクリエーションや学級・学年を超えた多くの子どもたち同士の関わり合いが必要だと感じた。
- ・いじめが起きないようにするには、ルールを決めたり、規則で子どもたちを縛り付けたりすることし か考えられなかったが、学校を楽しい学校にして、子どもからいじめという概念を払拭させるという ことを聞いて、そういう考えもあることを改めて知った。
- ・ピア・サポートやQ-U(学級内の雰囲気調査)など、教育に関する専門的な事項や知識をしっかりと 学んでおかないと、いじめの対応ができないことを痛感した。
- ・いじめは子ども同士が気づきやすいので、子ども同士で解決できる学校づくりをもっともっと進める べきである。
- ・「大人は何ができるかではなく、子どものために何をするかが大切だ」という意見がクループ内にあった。その通りだと思う。子どもの中で起きていることに対して、子どもが大人に求めることを実行していくことが、大人のすべきことだと思った。

【グループワークの課題】

- ・同じ専攻の人たちとグループワークを行ったので、話しやすかったが、自分が想像できなかった意見 を聞くことができ、とても勉強になった。
- ・他学部、他学科の人の意見を聞くことで、自分の意見を改めて確認するとともに、自分の意見を深め

ることができた。また、自分では到底考えられないような新たな気づきもあった。グループワークの 大切さを改めて認識した。逆に、今度グループワークをやる時は、いろいろな専攻の学生がいるので、 様々専攻の学生を交えて議論することも必要だ。

- ・まだまだ未熟な学生同士のグループなので、在り来たりの意見の飛び合いであったが、グループワークの本意は、情報の共有、交換といったスキルの向上をめざしているものだと思った。他の授業では、グループワークをやる機会がなく自分の意見に自信が持てなかったが、今回のグループワークでは教員の社会でも必要とされるような意見交換や情報の共有ができ、多少なりとも自信が付いた。
- ・出された意見をまとめる力、発表する力、相手に伝える力がもっと必要であると思った。もっと幅広 い着眼点を持って、多様な意見を持てるようにしたい。
- ・議論をしたり、それをまとめるというよりも、全員の意見をそのまま発表しているという所が多いように感じた。
- ・他のグループの発表時(代表が発表)、視点が様々であり、学んだことが多かった。
- ・DVDを見たり、板書を写す時よりも学びが身に付いたような気がする。
- ・それぞれのグループの代表者の発表を聞くことにより、授業で習ったことをきちんとポイントとして 捉えていたり、学部によって注目するポイントが違っていたりすることを知り、意見交換をする大切 さを改めて感じた。
- ・自分と違う意見や真逆の考えが出た時に、そういう視点もあるんだということに気づくことができた ので、1つの見方だけではなく、様々な方向から考えることが大切なことが分かった。
- ・グループワークを通して、それぞれの役割を押し付けている部分もあったので、協力して意見を出し合うべきだった。ある学生が意見を言ったらそれで終わりではなく、それについてもっと深い所まで疑問をぶっつけたり、もっと議論を掘り下げるべきだと思った。
- ・自分だけの考えでは、対策1つにしても限界があったが、皆と意見を出し合うことでいじめ解決の案 も浮かんできた。大切なことは周りと協力し、いろいろな意見を取り入れていくことだと確信した。
- ・普段授業を聞いているだけの座学よりも、自分の意見を発表したり、聴いてもらえたりしたので、「自 分もしっかり聴こう」という意識が強く、いつもよりはっきりと授業内容が記憶に残った。

最後に、次週の授業において、今回のいじめについて教育委員会から出されている『いじめ対応マニュアル』を参考にして、いじめの①未然防止、②早期発見・事後処理等について紹介し、また自治体での組織的取り組みとして、地元名古屋市での『なごや子供応援委員会』についてDVDを視聴するなどして、その実際の活動についても触れ、まとめとした。

5.おわりに

今回、教育原理の授業が入学間もない1年生を対象とした授業であり、しかも学生自体が90分という大学の授業時間に必ずしも慣れておらず、主体的能動的型授業にも不慣れなことを想定していた。しかし、実際にはいじめに関する基礎的な知識理解はできており、いざ議論の段階となるとお互いが意見を出し合い、内容的にも盛り上がっているグループもいくつか見られた。グループの代表による発表に際しても、学生が各グループの発表・意見開陳に耳を傾け、自分たちの専門とは異なる意見に対して得る所が多かったと多くの学生が報告している点は、成果の1つとして挙げることができよう。

現段階では、まだグループごとの意見陳述を中心としたやり取りに終始し、本格的な討論にまで必ずしもすべての班が到達しているわけではない。しかも、いじめについての専門的知見もまだまだ学習途中であるため、教師としての立場での意見表明、それぞれの専門的視野(養護教諭、栄養教諭、中・高の国語教諭)からの発言については、まだまだ不十分なことも否定できない。今後、このような機会を重ね、グ

ループワークの成果を深めていくことが課題である。

註

- 1)~3) 森田洋司「今、私たちに改めて求められていること~いじめ防止対策推進法施行3年を振り返って~」、宮城教育大学・上越教育大学・鳴門教育大学・福岡教育大学主催BPプロジェクト「いじめ防止支援シンポジウム」基調講演、平成29年2月12日。
- 4) 5) 文部科学省「児童生徒の問題行動調査」、平成27年度版。
- 6) 国立教育政策研究所「いじめ調査・調査2013 2015」、平成28年6月。
- 7) 8) 森田、前掲。
- 9) 岐阜県可児市では、平成24年10月に「子どもいじめ防止条例」を可決させ、市内すべての小・中学生を地域全体でいじめから守ることをその趣旨としている。
- 10) 栃木県小山市では、平成25年11月に「おやまのよい子を育てる大人宣言」策定し、いじめ撲滅・いじめゼロをめざして、地域の大人が子どもたちのために何ができるのか、子どもの手本となるように 襟を正して生活していこうという願いや決意の下で、作成されたものである。
- 11)~13)森田、前掲。
- 14) 矢田貞行「教職科目における『主体的能動的学習(アクティブ・ラーニング)の視点』を踏まえた授業の取り組み」、57~66ページ、東海学園大学「教育研究紀要」第1巻、平成29年3月。
- 15) 文部科学省、前掲。

参考文献

森田洋司「今、私たちに改めて求められていること~いじめ防止対策推進法施行3年を振り返って~」、 宮城教育大学・上越教育大学・鳴門教育大学・福岡教育大学主催BPプロジェクト「いじめ防止支援シン ポジウム」基調講演、平成29年2月12日。